● 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

耕作放棄地の再生や土づくり，必要な施設の整備まで総合的に支援します。

対策実施期間は，平成 30 年度まで延長されています。

１．事業概要

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者，農地中間管理機構，農業者組織，農業へ参入する法人等が行う再生作業や土壌改良，作付・加工・販売の試行，必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

２．実施主体

地域農業再生協議会（地域耕作放棄地対策協議会）

【事業メニュー】

① 荒廃農地を再生利用する活動への支援

ア再生作業（雑草・雑木の除去，併せて行う土壌改良等）【５万円/10a※】

※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合【６万円/10a】

※ 重機を用いて行う等の場合【１／２以内，沖縄県にあっては２／３以内，併せて行う土壌改良は 2.5 万円/10a】

イ土壌改良（肥料，有機質資材の投入等，２年目に必要な場合）【2.5 万円/10a】

ウ営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5 万円/10a】

エ経営展開（加工・販売の試行，実証ほ場の設置・運営等）【定額】

② 施設等の整備への支援

・基盤整備（農業用用排水施設，農道の整備等），乾燥調製貯蔵施設，集出荷貯蔵施設，農業体験施設（市民農園等），農業用機械・施設の整備【１／２以内，沖縄県にあっては２／３以内】

・小規模基盤整備【2.5 万円/10a】

③ 附帯事業への支援【定額】

・広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援

・交付金執行事務：交付事務，地域における農地利用調整，普及啓発活動等への支援

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した取り組み事例】

耕作放棄地再生利用緊急対策と園地集積交付金，園地再生整備支援事業を活用した園地の再生整備

【整備前】

【整備後】

担当窓口：地域支援課
電　話：０８２－５０２－７４７６